206

質問第二〇六号

精神科医による患者に対する不適切行為に関する質問主意書

提出者

松原

仁

精神科医による患者に対する不適切行為に関する質問主意書

性暴力 判断 隔離 る。 で、 抵抗 のようなものを抱いてしまう を得ない の妄想」 もらえない、 近難く、 暴行 正 能 神科医と患者の間には地位 一力を奪 拘束等 常な判断ができない相手に形式上の合意をとることは容易である。 \mathcal{O} 等とレッテルを貼ることで、 特徴は、 、状況がある。 脅迫要件が撤廃されたとしても、 被害の立 の行動 見捨てられたくないという不安や恐怖の心理が患者側に働く。 ったり、 必ずしも 制限、 証も困 治療の特性上、 依存させたりすることが可能である。 強制投薬、 「暴行・脅迫」 難である。 「陽性転 ・関係性に圧倒的な力の差があり、 その 患者が 移 懲罰的治療 また、 が 証 を伴うわけではな 形式上の同 抑圧 言の信憑性を貶めることが可能である。 患者側に起こりやすい。 治療に使わ してきた秘密や悩みを打ち明けることで、 への恐怖 一意があるために、 れる向精神薬を意図的に悪用することで、 から主治医の機嫌を損ねないよう従順にならざる 7 医師 ため、 側が患者の心理や障害特性に乗じること 主治医の言いなりにならないと治療して 現行法では取 治療はしばしば密室で行わ 被害を訴える相 不同意が要件である限り取 入院中の患者は、 り締まることが こうした中で行 手 相手に変 に 退院 精 れるため、 困 神科患者 の制 恋愛感情 患者 り締ま 難 わ であ れ る \mathcal{O}

ることは難しい。

うな場合、 が公となることで病状の悪化が引き起こされる可能性があり、 事例も目立つようになっている。一方で、 童精神科医が昨年十二月に起訴され、現在公判前整理手続中である事例など、 決を受けた事例や、診察を装って女子中学生の患者にわいせつ行為をし、 を対象とした医師法による行政処分にかからず、 ことである。 診療中の女性患者にわいせつ行為をし、 加害の事実があったとしても、 そのため、 逮捕されて加害の事実を認めていた精神科医が不起訴となった実例 そもそも精神的悩みを抱えて治療に訪れた患者にとっては、 刑事裁判に至らないことから、 強制わいせつの罪に問われた精神科医が本年二月に有罪判 医業を問題なく継続できることになり、 被害届の取り下げや示談に応じるのは自然な 児童福祉法違反の罪に問 「罰金以上の刑に処せられ 刑事裁判に発展するわ 被害が繰り返され もある。 わ た者」 このよ れた児 事件 せつ

行為 に危害を与えるわい 医 師 0 あったとき」 法第七条においては、 せつ医師を排除し、 も行政処分の対象となることが明示されているが、 「罰金以上の刑に処せられた者」以外にも 患者を守ることが可能ではない かと考えられる。 それを適切に適用することで、 「医師としての品位を損するような

るおそれがある。

政府においても、 「性犯罪に関する刑事法検討会」 を設置して、このような問題に対して、 しかるべき対

応を行うべく議論を深めていると承知している。

そこで、次のとおり質問する。

精神科医が患者に対してわいせつな行為をした場合、 同意があっても処罰の対象となり得るような規制

を政府主導で進めるべきと考えるが、政府の見解は如何。

医師法第七条が示す「医師としての品位を損するような行為」とは具体的に何か。 その中に地位・関係

性を利用して患者にわいせつ行為を働くことは含まれるのか。 政府の見解を問う。

三 児童の虐待を防止するために設けている「児童相談所」 のような制度や、 性的虐待を受けている患者が

精神科患者」あるいは 「障がい者」であることを理由に門前払いされることのない相談支援システムを

設けるべきと考えるが、政府として如何。

右質問する。